

令和6年度第2回広島市こども・子育て会議 会議要旨

- 1 開催日時 令和6年12月18日(水) 14時00分～16時10分
- 2 開催場所 広島市役所本庁舎2階 講堂
- 3 出席委員 15名
山田(浩)委員長、天方副委員長、石川委員、伊藤委員、下西委員、武市委員、永野委員、橋本(和)委員、橋本(信)委員、檜谷委員、宮本委員、森委員、森井委員、山田(春)委員、米川委員
- 4 事務局 43名
(こども未来局)
こども未来局長、こども未来局次長、こども青少年支援部長、児童相談所長、こども未来調整課長、幼保企画課長、幼保連携推進担当課長、保育園運営指導担当課長、幼保給付課長、放課後対策課長、こども青少年支援部こども青少年施策調整担当課長、こども・家庭支援担当課長、母子保健担当課長、障害児支援担当課長、青少年育成担当課長、非行防止・自立支援担当課長、児童相談所次長(事)企画運営担当課長、児童相談所支援担当課長

(市民局)
国際化推進担当部長(事)多文化共生担当課長、男女共同参画課長

(健康福祉局)
地域共生社会推進課長、保護自立支援課長、障害福祉課長、障害自立支援課長、精神保健福祉課長、医療政策課長、市立病院担当課長、保険年金課福祉医療担当課長、健康推進課長

(都市整備局)
公園整備課長(代理)

(経済観光局)
雇用推進課長

(教育委員会)
教育企画課長、教育企画課情報化推進・学校支援担当課長(代理)、学事課長、施設課長、教職員課長、健康教育課長、健康教育課学校安全対策担当課長(代理)、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育課長(代理)、生徒指導課長、生徒指導課いじめ対策推進担当課長

5 議題

- (1) 第2期広島市子ども・子育て支援事業計画の推進状況（令和5年度）及び令和6年度こども施策関連予算について
- (2) 広島市こども・若者計画（仮称）の素案について

6 公開の状況 公開

7 傍聴人 1名

8 会議資料

資料1 広島市子ども・子育て支援事業計画の推進状況（令和5年度）

資料2 令和6年度こども施策関連予算

資料3 「広島市こども・若者計画（仮称）」素案（概要版）

資料4 「広島市こども・若者計画（仮称）」素案

参考資料 広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（こども・子育て会議）委員名簿

〔事務局から説明〕

略

（こども未来調整課長）

説明は以上です。

（山田委員長）

それでは、質疑応答に移ります。

本日は伊藤委員、森委員から事前質問・御意見をいただいています。それでは、伊藤委員から御質問をお願いいたします。

（伊藤委員）

全体的なことで、一つ言わせていただきます。

今回の改定は、国の動向を踏まえて、いわゆる「市町村こども計画」としての位置付けもあるということになっていますが、市町村こども計画は、「こども大綱」を踏まえて策定することとなっています。こども大綱が掲げるこどもを権利の主体と捉え、こども自身が社会の一員として参画するという視点が、説明文の中に薄いと感じています。確かに、こどもの声を聴くという事は書いてありますが、こどもを弱者として捉えて、弱者が故に声を聴いていこうという雰囲気、ニュアンスが強いように感じます。どこかに、こどもが大人と同じ権利の主体であり、社会の一員であるということで、こどもの意見・意思を反映していく、また、こどもも社会を変えていく存在だということを、どこかに入れていただきたいと思います。それが、今回の法改正や、こども大綱制定の大きな意義ですので、ぜひ、どこかの文章にそのことを書いていただけたらと思っています。

（山田委員長）

ありがとうございました。

事務局から、何かございましたらお願いいたします。

(こども未来調整課長)

資料4「広島市こども・若者計画（仮称）素案」の20ページの④をご覧ください。

こどもの権利の尊重につきましては、その重要性を踏まえまして、計画全体に関わる基本的な考え方として、資料4の20ページにあります基本理念の解説文において、「こども・若者の視点に立ち、こども・若者の最善の利益の確保など、児童の権利に関する条約やこども基本法の精神に則り、一人一人のこども・若者の権利を尊重しながら、18歳や20歳といった年齢で必要な支援が途切れることのない、こども・若者と子育ての優しいまち“ひろしま”を実現」する旨を明示しており、計画全体にかかる重要な観点として位置付けています。また、施策展開の中でも、「こどもの権利の啓発」として、こどもが有する権利が侵害されることのないよう、こどもの権利の普及・啓発などに取り組むこととしています。

伊藤委員からの御指摘・御提案につきましては、今後の計画策定に向けて、考え方を整理するなど検討したいと考えています。

(伊藤委員)

ありがとうございます。

もちろん、計画素案の中にもこどもの権利を尊重するとあるのですが、こども基本法の趣旨は、こどもを権利の主体として、きちんと社会の一員として見ていこうということなので、そのことをしっかり書き込んでいただきたいと思っています。

(山田委員長)

続いて、森委員から御質問・御意見をお願いします。

(森委員)

資料1の4ページの表ですが、一番左の「子育ての経済的負担の軽減策が充実していない」のポイントが高くなっていますが、これは他の自治体と比較してこのような意見になったものと思いますが、他の自治体ではどのような軽減策を実施しているのかを掴んでいると思いますので、そのことについて教えていただきたいと思っています。

もう一点、私は小児科医ですので、他都市から転居してきた人から「広島市のこども医療費制度は貧弱ですね」や「ほとんど無いようなものですね」というようなことを聞きます。そうなのかと思って中国地方の県庁所在地のこども医療費制度を調べると、年齢制限は、18歳ぐらいまでが多いですが、広島市が一番低いです。所得制限があるのは広島市だけで、他の都市は所得制限がありません。一部負担金も広島市は最大1,500円ですが、無い市町の方が半分以上であり、転居して来られた方の「広島市のこども医療費制度は貧弱ではないか」という感想は、そのとおりかなと思います。その点を含めて、広島市はどのように「すべてのこどもたちの未来を支える」という基本理念に沿った計画を考えておられるのかお伺いしたいと思っています。

(山田委員長)

ありがとうございました。

事務局から説明がありましたらお願いします。

(こども未来調整課長)

当課の方から概略を説明させていただきます。

子育て家庭への経済的負担の軽減策について、口頭での説明となり大変恐縮ですが、医療費、保育料、学校給食費などの観点から、広島市は政令指定都市ですので、政令指定都市との比較の概略にて説明をさせい

ただきます。

まず、妊婦一般検診の公費負担回数についてです。本市では、国が定めている望ましい受診回数が14回となっていますが、14回までの健診に加えまして、今年度から40週を超過し14回を超えて受診する場合に上限回数を設けず費用助成を行うこととしています。他都市の状況は、14回を超えた検診を対象としているのが本市も含めて5都市、14回までの検診を対象としているのが15都市で、そのうち1都市は、妊婦健診とは別に5万円を支給しています。

次に、保育料の軽減についてです。本市では第3子以降を無償としています。他都市の状況は、第2子以降を無償としている都市が6都市、第2子を4分の1、第3子以降を無償としている都市が1都市、第2子を半額、第3子以降を無償としている都市が2都市、第3子以降を無償として都市が本市を含めまして11都市となっています。

次に、保育料の多子のカウントについてです。本市では、本年11月から同時入所要件を撤廃して年齢要件をなくしています。他都市の状況は、同時入所要件が無く、年齢制限もない都市が本市を含めて12都市、同時入所の要件が無く、年齢制限がある都市が3都市、同時入所要件があり、年齢制限もある都市が5都市となっています。

次に放課後児童クラブについてです。本市では月額利用料について、就学援助等受給世帯は無料、こども医療費補助受給世帯は3000円、その他の世帯は5000円としています。他都市の状況は、月額利用料について、本市の開設時間である13時から18時30分と同じ時間帯に児童が利用した場合の料金で御説明いたします。3,000円未満の都市が2都市、3,000円以上5,000円以内の都市が本市を含めて5都市、5,000円を超えて8,000円以内の都市が6都市、8,000円を超えて1万円以内の都市が4都市、1万円を超えている都市が2都市です。残り1都市につきましては、事業者によって異なりますので、省略します。

次に、学校給食費についてです。保護者負担が無い、いわゆる無償としている都市が1都市あります。本市と同様に保護者負担がある都市が19都市、そのうち第3子以降を無償としている都市は1都市です。

最後に、こども医療費補助についてです。本市では、対象年齢を、入院の場合には中学生までとしています。通院につきましては、来年1月から中学生までに拡充することとしています。他都市の状況は、入院・通院共に対象を高校生までとしている都市が14都市、入院・通院共に対象を中学生までとしている都市が本市を含めて6都市となっています。次に、こども医療費補助の一部負担金についてです。入院の一部負担金が無い都市が本市を含めて13都市、残りの7都市は入院の一部負担金がある都市です。次に、通院の一部負担金についてです。通院の一部負担金が無い都市が3都市、それ以外の17都市が通院の一部負担金がある都市です。最後に、所得制限についてです。所得制限が無い都市が17都市、所得制限がある都市が本市を含めて3都市です。

(森委員)

ありがとうございます。

こども医療費補助制度については、随分前ですが、議会において他の自治体と比べて遜色の無いような制度にすることを求める付帯決議が出ていることは御存知だと思います。今のこども医療費補助制度の報告を聞くと、他都市より優れているとはとても言えないと思いますので、ぜひこの点は行政として、拡充・改善をしていただきたいと思います。

次に、資料1の21ページのこども療育センターのことです。現在は、発達障害の疑いのあるお子さんが多く、こども療育センターに紹介をしますが5・6年前は半年待ちぐらいでした。最近は、2・3か月待ちに改善されてきていますが、親御さんは、初診の待機が2・3か月でも長いと考えられると思いますので、努力されているのはわかりますが、今後更に初診の待機期間の解消に向けて、どのような対応策を考えておられるのか教えてください。

(山田委員長)

事務局をお願いします。

(こども青少年支援部障害児支援担当課長)

こども療育センターの初診の待機についてですが、御承知のとおり、全国的にも発達障害の診断を行える専門医が少ないと言われている現状にあり、その中でこども療育センターとしても、御指摘をいただいた初診の待機期間が長期化しないよう、医師の確保に向けて、従前より大学の医局に対して医師の派遣を重ねてお願いしているところです。

また、医師の業務負担の軽減や業務の効率化を図るため、令和6年度から医療クラークや医療ソーシャルワーカー、看護師を3か所のこども療育センターで計10名増員しました。こうしたコメディカルの職員が、これまでセンターの医師が担いがちであった紹介状や意見書などの文書の作成を、例えば、医療クラークが紹介状や意見書の雛形をあらかじめ作成し、それを医師に提示して、なるべく最小の事務で作っていただくといったことや、診断後の転院先探しや、紹介元の学校等の関係機関との連絡調整のほか、診断告知後の手帳制度や手当制度、児童発達支援センターの通所など障害福祉サービス制度の御案内といった保健、医療、福祉制度の御説明などもコメディカルの職員が担うことで、医師がなるべく診療に専念できる体制づくりを続けているところです。

そうしたこともございまして、森委員からお話がありました、最長で半年を超えているような状況であった初診の待機期間は、令和6年11月末時点では、3センターで1か月から3か月となっています。とは言え、先ほど委員からもお話がありましたように、保護者にとっては、この初診の待機期間が長いという気持ちになるのは、そのとおりだと考えていますので、こども療育センターとしても、来年度に向けて、さらに取り組める部分がないか、あるいは医師の派遣についても、例えば週に1回、あるいはフルタイムでなくても半日単位といった形での派遣をお願いできないか検討していきたいと考えています。併せて、コメディカルの体制整備など、医師がなるべく効率的に、そして丁寧に診療を行える体制整備を検討してまいりたいと考えています。

(森委員)

ありがとうございます。

多分、医者は獲得できない可能性が高いと思いますので、医師でなくてもよい仕事をできるようなスタッフで体制整備をしていただければと思います。

もう1点、資料1の25ページの「不登校等対策の推進」に関してです。実際に診療していても非常に不登校、学校を休みがちの子が増えているのもありますし、国のデータを見ても不登校の子が増えていると思うのですが、不登校の子は、教育委員会や学校でフォローされていると思うのですが、不登校になった子の1年後や2年後は復帰しているのか、社会との接点を持っているのかといったデータを教育委員会はお持ちでないか聞いたのですけれども、そうでしょうか。また、不登校の場合は、学校だけの問題ではなく、医療や福祉の問題が絡んできますので、他職種との協議や連携も必要だと思うのですが、その点について、教育委員会は、そういう会議体との連携などが進んでいるのでしょうか。

(山田委員長)

事務局いかがでしょうか。

(生徒指導課長)

まず、不登校、不登校傾向の児童生徒への継続した支援につきましては、児童生徒の状況が一人一人異なりますので、それぞれの学校において、児童生徒の詳しい状況を家庭や関係機関などと情報共有した上で、

計画的に支援を行っている状況です。

また、他の機関との協議や連携についてですが、児童生徒のケースによっては、医療や福祉といった関係機関との連携が必要な事例もあることから、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを中心に適切な機関と積極的に連携を図りながら支援を行っているところです。

(森委員)

ありがとうございます。

個々のケースについて連携を図っているという御説明でしたけれども、教育委員会と例えば医師会、又は行政の福祉、ソーシャルワーカーなどの関係機関と、全体的な方針などについて意見交換を行う会議体を持つ予定はないのでしょうか。

(生徒指導課長)

今のところ、全体の方針などを協議する会議体の設置については、話が進んでいないのが現状です。

(森委員)

不登校を学校現場だけで解決しようとする今のシステムだけでは、学校現場は仕事が多く、とても解決というか、上手く対応できないのではないかと思いますので、教育委員会全体として各校を支援するようなことを考えていただかないと、各校がなかなか大変ではないかと思しますので、援助をお願いいたします。

(山田委員長)

ありがとうございます。

それでは、その他の委員の方から質問を受け付けたいと思います。質問のある方は、挙手をお願いします。

森井委員をお願いします。

(森井委員)

森委員の質問に関係しますが、まず、資料1の4ページ目です。先程の医療費や保育料などの説明は、政令指定都市との比較による説明であったと思います。それは自治体側からすると、人口規模、予算規模といったところで一つ大事な指標だろうと思うのですが、一方で、ここでグラフになっている市民の意見というのは、森委員も他の自治体と比べてどうかという比較による意見なのだろうとおっしゃっていましたが、それは多分、他の政令指定都市と比べてどうかという認識でこのアンケートを回答しているわけではなく、自分の生活圏域の中の他の自治体と比べてどうかということが多いのだと思います。そうすると、先ほどの政令指定都市との比較というのはすごく重要だと思うのですが、市民目線に立つと、自分の生活圏域の中で、広島市の近隣自治体との比較でどうかといった視点も取り入れていただき、その中で広島市は評価できるのか、それともちょっと劣っているのかといった評価も必要ではないかと思いました。

それと関連するところなのでお話をさせてもらいたいのですが、資料3の3ページの2(3)、「広島市は子育てがしやすいまちだと思ふ市民の割合」というのが、基準値としては令和6年度の37.9%、目標値が67.9%というのが挙げられています。この67.9%をどのように算出したかは説明をされていましたが、令和6年の数値が無いのでどの数字を足したかというのが見えなかったのですが、この67.9%というのが現実的に達成することが可能な数字なのかということは、少し疑問を持っています。先ほどの資料1の4ページの、子育てしやすいまちだという評価が低い理由の割合が高いところである「子育ての経済的負担の軽減策が充実していない」、「子育て支援のサービスが充実していない」、「こどもの遊び場が少ない」といったところが、「子育てしやすいまちだと思ふ」の数値が上がりやすいところになるのではないかと思います。そ

れが次の計画で、今までにやっていなかったけれど、こういったところに取り組んでいくことでマイナス評価を少しでも抑えていきたいといった、新しい取り組みがあるのかをお聞きしたいです。

(山田委員長)

事務局いかがでしょうか。

(こども未来調整課長)

政令指定都市だけではなく、近隣市町での比較につきましては、おっしゃる通りだと思います。

本市でも、例えば、先ほど御説明しました妊婦一般検診については、14回を超えて受診する場合の上限回数を設けていないなど、本市が進んでいる部分もあります。

まずは、きちんと支援が届いてないところに支援をつなげていく必要があると考えています。昨年度行った「こどもの生活に関する実態調査」において、支援を必要としているけれども、支援制度を知らなかったなどの理由から、支援を必要としながらも支援策につなげていない家庭があるということが明らかになっています。そういった家庭を早期に把握し、本市の支援制度につなげていくことに取り組んでいきたいと考えています。

もちろん、計画を策定して終わりではありませんので、引き続き、現状の分析やニーズの把握に努めながら、こども・若者や子育て家庭が抱える課題の解消に向けて、施策の見直し等を行いながら、また、施策を充実させていくことで、この目標値を達成するように取り組んでいきたいと考えています。

(森井委員)

ありがとうございます。

先程の医療費の充実もそうですし、資料1の4ページにあるマイナスポイントが高いところにしっかりと施策を講じていくと、市民の「子育てしやすい」という実感にもつながりやすいと思いますので、しっかりやっていただけたらと思います。

(山田委員長)

その他、いかがでしょうか。

石川委員。

(石川委員)

御説明ありがとうございました。

資料4の86ページになります。「父親の主体的な子育ての促進」というキーワードを挙げていただき、リーフレットの配付やオープンスペース、若しくは子育て支援施設での座談会など、色々な施策を書きいただいているのですが、子育て当事者として考えているのが、いかに企業を巻き込めるかだと思っています。パパサークルにも属していますが、多く声が上がるのが、「到底、職場の雰囲気から育休を長期間申請することはできない」や「育児のための柔軟な働き方を上司に相談しづらい」などの声を多く聞きます。自治体としての施策ももちろん大切だと思いますが、いかに私たち父親が属している企業に向けて、どう手を取り合い二軸で動いていくかといったことが重要になるかと思っていますので、父親の主体的な子育ての促進という面において、企業との連携について、今後の計画の中にどう入っていくのかということをお聞きさせていただければと思います。

(山田委員長)

事務局いかがでしょうか。

(こども未来調整課長)

昨年度行いました子育て支援に関するニーズ調査におきましても、生活の中で家事や育児、プライベートの時間を優先したいと思っても、石川委員がおっしゃられたように、現実的には仕事の時間の優先度が高くなっている状況が明らかになっています。本市におきましても、就労環境の整備ということで、事業所への支援や表彰制度などを通して、ワークライフバランスを含めた就労環境の整備など、「子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備」を重点施策に掲げて取り組んでいるところですが、次期計画においても、引き続き、関係課と協議を行いながら、力を入れて取り組んでいきたいと考えています。

(石川委員)

ありがとうございます。

企業間の会話の中でも、人事部やダイバーシティ推進室からは、企業内の閉じた施策で終わっているのも、横の繋がりや企業と自治体との連携施策もぜひ考えてみたいという担当者の声も聞いていますので、ぜひコラボした広島市独自の施策が展開されるといいなと思っています。

続けて、もう1点伺います。

資料4の119ページです。「地域子育て相談機関」の「確保の考え方」のところに、「既存の公募型オープンスペースなどで実施する」と記載があり、「量の見込み」と「確保方策」を挙げていただいています。

この地域子育て相談機関の運営に関しては、行政側との連携や行政がコーディネートすることによって、私たち子育て当事者が、そういった相談機関で身近な相談ができ、コミュニティができる施設をぜひ充実して欲しいと思います。というのも、私自身、広島で約3年間子育てをさせていただいています。オープンスペースでかなり救われています。実際に、一時預かりですとか、訪問型のサービスといった情報もいただきながら、私たち家族の笑顔も増えていると実感していますので、今後の令和11年度までの計画の中にも、登録制のような形でしっかりと抜け目のない支援を継続して行っていただきたいと思っています。

(山田委員長)

事務局いかがでしょうか。

(こども青少年支援部こども青少年施策調整担当課長)

御紹介いただきました地域子育て相談機関は、令和7年度から新たに子育て家庭の身近な場所で整備していくということで、この表にございますように令和7年度は16か所を目標とし、最終的には46か所を目指そうとするものです。この地域子育て相談機関につきましては、子育ての相談に応じ、支援情報の提供を行うなど、主には未就学児の保護者の利用を想定しており、そうしたことから既存の公募型常設オープンスペースなどの子育て支援施設での実施を予定しています。

先ほど御意見いただきましたように、子育て当事者の方がコミュニティの充実にもつながるように取り組んでいきたいと思っています。もう一つ登録制についても言及があったと思いますが、このことにつきましても、一定規模の地域子育て相談機関が確保できた段階で考えていきたいと思っていますので、今後とも充実に努めてまいります。

(石川委員)

ありがとうございます。

他の委員の方の質問の中でも、他市町の事例や他県の優良事例といった話もありましたが、やはり、他の県でも登録制にしている、長期間遊びに来ていない御家庭には具体的なアプローチで声を掛けに行くといった切れ目のない支援が優良事例として進んでいるところもありますので、ぜひ、そのようなことも広島市の中で展開していただきたいと思います。

(山田委員長)

下西委員をお願いします。

(下西委員)

私は、1996年から26年間、子どもたちを対象に子どもが本来持っている権利は何なのかということ、ワークショップの形で学校に提供するNPO活動を続けてきました。その中で痛感したのは、子どもの権利や子どもにとっての最善の利益ということに対する大人の理解は一様ではなく、多くの場合は誤解があるということを感じています。それを一番痛感したのは、2010年に「広島市子どもの権利条例」が結局は成立しませんでした。子どもに権利を認めると学校が混乱するという意見は、かなり根強くあるのではないかと思います。

それで、先ほど伊藤委員がおっしゃったことに重なりますが、そのことを書かないのではなく、今回の「子ども・若者計画」は、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」の単なる続編ではなくて、子ども大綱を基に新たに作られるはずのもので、基本理念のところ子どもが権利の主体者であるということ、それから子どもの最善の利益を図るということは、しっかりと文言として明示するようということが「子ども大綱」で求められていますので、明示をしていただきたいということと、その時に、子どもの権利に対する誤解や反発があるということを見据えてと言いますか、より分かりやすい形で提示していただけたらと思います。例えば、誰もが読んでいる区民だよりなど、色々な広報の機会があると思いますので、その時になぜ子どもの権利を尊重することが大切なのかということ、長くなくて構いませんので、それが次世代に、SDGsと重なり合って、これからの社会を作っていく上で非常に重要で大切なことだということが分かるような形で明示していただけたらと思います。そういう意味で、今回の資料4の24ページにSDGsと関連付けてあり、この中に含まれている「貧困をなくそう」や「すべての人々の健康的な生活を確保する」ということは、子どもの権利や最善の利益と重なり合うところがありますので、このような広く受け入れられている考え方と併せて説明して理解を求めるといった努力や、大人に向けて理解をしてもらおうということも大切だと思っています。例えば広島市では、児童養護施設に措置される子どもに「オレンジノート」と言われる「子どもの権利ノート」を手渡していますが、実際にどれほど活用されているかということ、大人自身がそのことを子どもにどのように説明すれば良いかわからないという声も聞きました。子どもが「権利」と言うようになると対処の仕方がわからないという声も聞いています。そうであるとすれば、子どもの権利に対する大人の理解をどう培っていくかということも、併せてとても重要なことではないかと思っています。先ほどSDGsの話をしましたけれども、そのような工夫も分かりやすい説明の例ではないかと思いましたので、そういったことも含めて大人の理解についても考えていただけたらと思いました。

もう一点、指標についてですが、概要版でいうと3ページのところですが、指標の設定の仕方が大雑把かなという印象を持ちました。

例えば、重点施策が「基本的視点1」だけでも7つありますので、重点施策ごとにどの程度達成されているのかということ、もう少し具体的な目標を設定した上で、評価していくことが必要かと思いましたので、それについて御意見を伺えればと思いました。

(山田委員長)

事務局お願いします。

(こども未来調整課長)

本市のこども・若者計画につきましては、市町村こども計画として位置付けています。市町村こども計画は、こども基本法により、市町村はこども大綱等を勘案してこども計画を策定することが努力義務とされており、こども基本法の目的は、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進すること」と規定されています。本市のこども計画は、こども基本法の精神に則って策定していますので、当然のことながら、こどもの生きる権利、育つ権利、意見を表す権利、教育を受ける権利など児童の権利に関する条約の精神も踏まえて策定しています。計画の策定に向けて、委員がおっしゃられたような観点を計画の中に書き込むことについては、考え方を整理した上で検討したいと思います。

数値目標についてですが、数値目標の設定は、計画全体の成果を図ることを目的に設定しています。また、市民の視点に立って設定をしています。市民の視点に立った指標を設定することで、現状の分析を行い、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行うため指標を設定しているところですが、毎年度の推移を確認できる指標である必要もあることから、本市において毎年度実施している「市民意識調査」や「全国学力学習状況調査」のデータを活用して、その中から適当だと考えられるものを設定しています。

また、数値目標の設定につきましては、こども・若者・子育て世帯の3つの視点から計画全体の成果を点検・評価できる指標として設定していますので、御理解いただければと思います。

(下西委員)

今の回答ですが、前回の会議の時にもそのようにおっしゃったと思いますが、こどもが権利の主体であり、こどもの最善の利益を図るということを基本的な方針として明示することが、こども大綱で求められていますので、なぜそれが明示できないのか不思議な気がします。この計画の全体を通して、こどもの権利が認められていないといったことは思いませんが、そうであれば、基本理念のところにしっかりと記載していただいた方が分かりやすいと思います。また、記載にあたっては、理解の得やすいような書き方や、全てを基本理念の中に入れなくても構いませんが、それがフォローできるような媒体で説明するとか、あるいは短い文章でいいから基本理念の中に入れていただくというような工夫をしていただけたらと思いました。

(山田委員長)

永野委員、お願いします。

(永野委員)

全然違う観点からお話させていただきます。

まず、資料そのものは細かく作っていただいておりますが、例えば、資料2の中で508項目にそれぞれ予算付けされていますが、私は、少し違う観点から言わせていただくと、実際にこの中で、私たちが、「広島市は何が優れているのか。何が劣っているのか。」と言われても分かりにくいです。事務局として、こども未来局、健康福祉局、教育委員会等が来られていますが、ぜひ、皆さん方が、「これは他都市と比較して広島市はこれが優れている。これは絶対やりたい。これは実現したい。」ということ、ぜひ、何かの形でまとめてもらいたいと思います。この資料を送れば委員は読みます。私も読みました。しかし、腹に落ちない。まともなことが書いてありますが腹に落ちない。というのは、行政の皆さん方が、立派なことを書かかれています、それを実現するのはそれぞれの担当者であり、現場です。そうすると、本当にしようとしていることは何なのかということをお観点としていただきたいと思います。

ぜひ、そういう意味で、我々が委員として、今広島市がやろうとしていることを、本当は私たちが全部カバーしないといけません、しかし、この資料でできますか皆さん。私はそのことを言いたかったです。よろしくをお願いします。

(山田委員長)

ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

(こども未来調整課長)

子育てしやすいまちだと思える市民の割合の数値が低い状態となっていることも含めて、委員の皆様や市民の皆様に、本市の強みや子育て支援を行っていることをきちんとわかりやすく伝えていくことで、まずは、本市の支援施策を知っていただくことで、支援につながっていない家庭に届くようになると考えています。目標値のために仕事をしているわけではありませんが、市民の評価が目標値という形で返ってくるものかと思えます。そういったことも含めて、次期計画において取り組んでいきたいと考えています。

(永野委員)

重点施策の中で、「これを実現したい」、「これこそ広島市だ」というような形で行うのが望ましいと思いますが、重点施策が多すぎると思えます。民間企業でもこんなにたくさんの重点施策が設定されることは、多分無いです。その点も整理した上で、これをやりたいということを明確にして欲しいと思います。よろしくをお願いします。

(山田委員長)

米川委員、お願いします。

(米川委員)

今、永野委員がおっしゃられたことは、すごくよくわかります。教育委員会とこども未来局において、就学前の保育や幼児教育に関して、現在、各区に公立の「拠点園」の整備が動き始めています。私は、永野委員の話を聞きながら、項目はたくさんありますが、拠点園のことが計画の中で何も触れられていないなと思いました。

就学前の幼児教育を行う幼稚園と保育園等に関する業務を一体的に行う幼保企画課が、この4月から動いています。そこでは、幼児教育・保育と各区にある幼稚園・保育園を担当し、拠点園を作っていただいています。そのことが、計画のどこかに記載があっているのではないかと思います。このような取組は、他の政令市では行っておらず、広島市独自で3・4年前から計画されていて、一昨年からは動いていますが、本当に良いものが記載されていないと思いました。それを記載することで、就学前のお子さんたちを育てていらっしゃる保護者の方が、相談に行けばいろいろなことを教えてもらえ、医療的なことも知ることができ、こういう時には拠点園に行けば教えてもらえるというような仕組みを作っていただいています。ただ、その技量は今からだろうとは思いますが、そのことを計画に落とし込んでいただければと思います。

(山田委員長)

事務局、いかがでしょうか。

(こども未来調整課長)

資料4の30ページを御覧ください。拠点園のことにつきましては、現在整備中ですので、施策レベルで

は明記をしていませんが、今言っていたことにつきましては、「現状と課題」の下から2つ目の丸のところに「広島市幼児教育・保育ビジョンに基づき」と記載して触れています。それから31ページの「②幼児教育・保育の充実」でも幼児教育・保育ビジョンのことを触れています。ただ、拠点園のことについては、整備中ということで明記をしておりますが、記載については検討させてもらいたいと思います。本市の取り組みを評価していただきありがとうございます。

(幼保連携推進担当課長)

拠点園につきましては、現在、安佐北区と佐伯区で整備中です。安佐北区では、安佐市民病院の跡地に整備を進めており、近々工事に着工する予定で、令和8年4月に開園するよう進めています。佐伯区の鈴峰園保育園で工事を進めている拠点園につきましては、令和9年度に開園する予定で進めています。

(米川委員)

目玉になると思います。就学前のこどもたちへの支援の仕組みであり、そういう取組を記載された方が良いのではないかと思います。

(永野委員)

私が申し上げたのは、我々を信用していただいて、委員はすべて知っているとの認識のもとで進められているのだと思いますが、委員の中で全部の事を本当に知っている人はいないと思います。

よって、もう少しコンパクトな形で、「これは広島市が絶対誇れるものだ」、「これは遅れてるからやろうと思う」、そういうことをしっかりとわかるようにしていただきたいです。このように載せてもあまり意味がないでしょう。皆さんは、これが通過すればいいと思っておられるかもしれませんが、委員としては、やはり引き受けた以上は、私はこのことについては専門家だと言えるような形にしてほしいと言っているのです。

ぜひ、お願いします。他の方がどう思われているかはわかりませんが、私はそう思っています。

(橋本和子委員)

森委員が発言されてことに戻って、もう一度教育委員会の方にお伺いしたいのですが、教育委員会と医師や、その他の機関で協議ができないですかという質問に対して、学校にはスクールカウンセラーを配置しているので、それで対応していくというお返事でした。私は民生委員の立場で出席していますが、民生委員は児童委員も兼ねていますから、こどもたちの見守りもしています。そこに民生委員を入れてくださいということではありませんが、私はメンタルケア広島ネットワークというNPOを運営していて、ドクターもいますが、不登校のこどもたちへのカウンセリングを個人的に頼まれた時に、「スクールカウンセラーがいるのは知っているでしょう」と言うと、「スクールカウンセラーは学校関係者だから、僕たちが言ったことが全部学校に筒抜けになると思うから、あまり話せないんだ」という子がいます。私は、学校にスクールカウンセラーを置かれたことは素晴らしいことだと思っていますが、こどもの不登校については、学校のいじめの問題もよく言われますが、学校だけでなく家庭や地域のいじめなどいろいろな要因でこどもが不登校になることがあると思います。そういう意味で、私は、森委員が提案された医師とその他の関係機関と教育委員会で協議ができる会議体があるといいなと思います。不登校やいじめについては、学校だけの問題ではなく、学校だけが悪いのではないと思っており、教育委員会だけの問題ではないと思っています。

そういったことから、森委員の御意見も反映させていただきたいと思って発言します。

(山田委員長)

事務局、いかがでしょうか

(生徒指導課長)

もちろん学校だけで解決しようと考えているわけではなく、必要な連携というのは当然図っていき、いろいろな形で、みんなで子どもを育てていきたいと考えていますので、他機関同士で連携を図る機会を持てるのであれば、考えていきたいと思えます。

(山田委員長)

その他、いかがでしょうか。

森井委員をお願いします。

(森井委員)

今のお答えの中でスクールカウンセラーの話が出てきましたが、みんなでいろいろな形で解決していきたいという回答だったと理解しています。

その関係で、学校の中にスクールソーシャルワーカーの配置を広島市で進めているかと思えます。それが他都市と比較して進んでいるかどうかわかりませんが、校長先生から話を聞くと、そういった学校現場の人ではない視点でいろいろなトラブルを解決してくれるという話もありますし、ワーカーの手腕によって、良い方にも悪い方にも転び得るというような意見ももらっています。スクールソーシャルワーカーの普及と研鑽を積んでの質の向上や、弁護士で言えばスクールロイヤーの普及もしていただいているところかと思えますが、いろいろな視点を持った人が、学校の中で起こる紛争やトラブルを解決していくことも必要だと思えますので、そういった職種の普及を広く進めていただけたらと思えます。例えば、この会議でもいろいろな視点が必要になる場面はあると思えますので、よろしくをお願いします。

(山田委員長)

事務局、いかがでしょうか。

(生徒指導課長)

スクールソーシャルワーカーにつきましては、年間で数回の研修を行っており、森井委員もおっしゃったように、スクールソーシャルワーカーによる学校とは違った視点での支援というものも、学校に対して行っているところですので、引き続きソーシャルワーカーの質の向上に向けて、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。また、弁護士相談も行っていますので、先程申し上げましたとおり、いろいろな関係機関で連携をして、子どもたちを支えていきたいと考えています。

(山田委員長)

その他、いかがでしょうか。

橋本信子委員。

(橋本信子委員)

保育園は、法律では「保育所」と使われていますが、あえて「保育園」という文言を使われている理由や考えを教えていただければと思えます。

(保育園運営指導担当課長)

国が示す「保育所保育指針」においては、「保育所」と表記されています。

本市の公立の保育園においては、乳幼児期から保育と教育を一体化して行うということを表すため、「保育園」という表記を従来から使っています。

(橋本信子委員)

そのことは存じ上げています。昭和 30 年代から「保育所」ではなく「保育園」という名称を使ってほしいという当時の現場の保母さんの願いがありました。あえて「保育園」と使われている考えをお聞かせいただければと思ったのです。「幼稚園」というのは、フレーベルという人が設立した時に、「キンダーガルテン」と言っていて、一人一人のこどもが与えられた種を雄々しくしっかりと開花させるよう、こどもが中心でこども一人一人が花を咲かせる花園のようにあって欲しいという願いで、「キンダーガルテン」と使われ、それを「幼稚園」と訳されており、「園」というのにロマンがあると思っています。そういう意味で、保育園と使われていることがすごく嬉しかったので、どのような考えで、「園」を使われているのかお聞きしたかった次第です。

それで、広島市では「保育園」という表記を対外的に使われており、公立では「保育園」という表記が使用されていますが、「保育所」という表記がまだ使われているところもあります。そのことについて、統一されていないのか、あえて「保育所」を使われているのか、少し気になったので質問させていただきました。

(保育園運営指導担当課長)

公立に関しては、児童福祉施設でありながらも教育という面でもこどもを育てているという面から、「保育園」を使っています。

私立におきましては、従来から「保育所」を使っている例もございます。保育園におきましても、従来からこどもの視点で、こどもを主体とした園生活の中でこどもが豊かに育つように、養護の面だけでなく教育という点も大切にしながら、園生活を豊かにするように保育を行っているところですが、私立において、従来から「所」という名称を使っている理由については、明確には把握しておりません。

(橋本信子委員)

色々な施策で「保育園」という名称が使われているので、何か考えがあって使われているのかと思ってお聞きしました。

続けて、もう一点、資料 4 の 30 ページです。一番下の施策展開ですが、「安定的な保育士確保」というところで、「保育士等」と「等」は入らないのでしょうか。保育士に限った施策ということでしょうか。「私立保育園等」と書いてあるので、おそらく認定こども園も視野に入れてのことではないかと理解しているのですが、そうなるここは保育士の後に「等」という漢字が入るのでしょうか。いろいろなことを思いながら質問させていただいています。

(幼保給付課長)

「保育園等」の「等」は、おっしゃられたとおり、認定こども園や小規模保育事業所、事業所内保育所を念頭に「等」を記載しています。

保育園の中には、保育士だけでなく、調理員や栄養士、事務員などの方がいらっしゃいますが、確保が大変だと言われ、現状で課題となっている保育士を確保していきたいということから、「保育士の確保」としています。

(橋本信子委員)

保育士のみに限った施策ということでしたら、幼保連携型認定こども園の保育教諭の中でも、3 歳未満児の先生は保育士資格が必要ですが、そちらの方は対象ではなく、保育士のみが対象となる施策になるのでしょうか。

(こども未来調整課長)

施策レベルのところでは「等」をつけていますが、「施策展開の方向性」でまとめた時に、わかりやすくということで、第2期計画から「安定的な保育士確保」という記載にしていますが、橋本委員がおっしゃられるように、保育士以外も入りますので、きちんと施策と紐づくよう見直したいと考えています。

(橋本信子委員)

幼保連携型認定こども園の保育教諭も、保育士も、それから幼稚園でも人材不足で大変な思いをなさっていると聞き及んでいます。県外に流出していく主任保育者もかなりの人数に上っているということで、是非とも頑張ってください、県内に留まる人も、Uターンの保育者も集めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(山田委員長)

山田春男委員、お願いします。

(山田春男委員)

テレビで言われていたのが、九州の宮崎県都城市が、ふるさと納税日本一ということらしいです。一般関係予算のうち1割程度がふるさと納税で賄われており、それによってこどもの施策、医療、保育、給食といったものを賄っているということで、非常に羨ましいと思ったのですが、移住者も増えているようで、移住してくるだけで最大500万円程度が支給されるそうです。そうした移住者は、子育てが終われば、また他へ移住するとこともあるそうですが、そういったことも含めて、ふるさと納税についても広島市がもう少し充実してほしいと思います。

予算において、このようにこども施策をされていますので、民生費は非常に大きな費用になってきていると思います。予算を一度つけると中々減らせないということもあります。30年程前は、民生費と土木費が同じくらいでしたが、今は民生費が3倍程度になっており、土木費が少ない状況になっています。そうした中で、民生費の割合が増えるということは、それだけ行政に関わる仕事が増えているということになります。私がこどもの時は、恐らく1歳未満が医療費無料だったと思いますから、2歳からは医療費がかかる時代でした。そういう点から見ると、今はすごく充実していると思います。

ここまでは私の思いであって、質問は、計画素案の中に、「地域との連携」の要素があまり入っていないなと感じました。LMOのことは少し記載がありますが、やはり地域が繋がらないと、先ほどのいじめの問題など、こどもたちが触れ合う場所がたくさんある地域とそうでない地域では変わってきますし、そのことが不登校につながっていくということもあろうかと思しますので、地域との連携ということをもう少し考えていただきたいと思います。

私は、子ども会の会長ということで出席していますが、子ども会も加入率が大きく減少いたしました。コロナ禍では、対面で触れ合うことが良くないということもありまして、現在は20%を下回っている状況です。一方で、本日PTA協議会の方は来ていらっしゃるのですが、皆さんもご存じのように、隣の岡山県では、既に岡山市や倉敷市などの大きな自治体が脱退したことから、団体を維持できないため、PTA連合会は解散されました。実は広島市においても、PTAは任意団体ですので、入学する時に保護者の方にPTAに入られるか入られないかを聞かれるそうですが、3割ぐらいが入られないそうです。一学年だけであれば数パーセントですが、これが6年間続くと、3割以上が入られないことになります。下の子はもちろん入らないことになります。これは、地域との関係が無くなるように思います。そういった点について、教育委員会も含めて、今回の計画は、子育て、そしてこども・若者計画でありますので、「地域との連携」というものをもう少し踏まえて、記載していただけたら有難いという希望であります。よろしくお願いいたします。

(山田委員長)

事務局、いかがでしょうか。

(こども未来調整課長)

負担感や悩みを抱えておられる家庭の多くは、孤立感を大きく感じていると思います。地域との関わりの希薄化が進んでいる中で、子育て家庭の多くが孤立感を感じながら、不安や悩みを抱えているということがあると思いますので、先ほど話がありました「地域子育て相談機関」など地域に出向くことや、地域の中で子育てをしていただくということが大切になっていると思いますので、地域の皆さんと協働しながら子育て支援を進めていきたいと考えています。

(山田春男委員)

もう一点、実は、子ども会の会合に出まして、「来年から町内会の子ども会がなくなるので、小学校区だけでやる」と聞きました。町内会からいろいろな補助が出ていますが、町内に子ども会があっても、子ども会に入らないということが進行していくと、いずれこの団体が崩壊していくということになると思います。やはり、こどもが元気なまちが活発なまちであり、地域がつながることになると思いますので、その点も合わせてお願いしたいと思います。

(山田委員長)

ありがとうございます。

米川委員、お願いします。

(米川委員)

資料1の22 ページですが、この発言を私がするべきではないと思いますが、障害児支援の関係で、川口委員と話をさせていただいています。今日は川口委員が欠席されていますので、発言させていただければと思います。

「障害児相談支援」ですが、事業所数としては66か所あるということですが、昨年も質問をさせていただいたと思いますが、広島市は、どちらかというセルフプランを推奨されていると聞き及んでいます。私も実感として感じています。それは、平成24年に法改正があって、当時は障害児相談を行う事業所があまりないという状況で、セルフプランでずっと動いてきた経緯がありますが、事業所がこれだけの数になりますと、親の思いだけで障害児支援を推奨することは、こどものことを思うと難しいかなということ、ここ2年ぐらい非常に実感しています。幼稚園に通っていらっしゃるお子さんと、療育支援はまだ大丈夫なので、園の生活の中でゆっくりフォローしていけばいいというようなお子さんでも、保護者の方が、「うちの子は発達障害と言われたので、発達障害の支援を行う通所支援に行きたい。そのためには市町村の窓口へ行って、セルフプランを書いたらできる」というのは、どうなのかなと思います。そういう意味でも、障害児相談支援専門員を配している第三者が、お子さんについて利用計画を作って、「このお子さんであれば障害児通所支援を受けた方がいいのではないか」といったように、保護者の目だけではなく、第三者の目として制度が作ってあるわけです。去年のデータを持っておりませんが、多分広島市は、セルフプランの割合が全国平均よりも高くなっているのではないかと思いますので、全国平均よりもなるべく低くして、こどもさんの支援を第三者が見てどうかという点を担保していただければありがたいと思います。

その関係で資料4の138ページを見ましたら、「ウ 障害児相談支援」のところに、コンスタントに月40人ずつしか上がっていないんです。これで方向性が変わって予算がついてくるとは思うのですが、このところも少し工夫していただいて、第三期障害児福祉計画は担保されているので動かないと思いますが、障害

児の相談支援について、こどもの意思表示権がありますので、アドボケイトの仕組みも広島市として作っておられるので、そういう観点からも保護者の思いだけで発達支援を受けるのではなく、医師の診断と発達支援が必要だというのは別物だろうと思っていますので、ぜひ、第三者の視点を考慮していただけるとありがたいと思います。回答は結構です。

(山田委員長)

事務局、いかがでしょうか。

(障害自立支援課長)

広島市としては、セルフプランを推奨しているということではなく、米川委員がおっしゃられるように、セルフプランの割合を減らしていきたいと考えているところです。

また、障害児の相談支援事業所は、微増ではありますが少しずつ増えている状況ですので、米川委員がおっしゃられたとおり、そうした専門家の意見も踏まえつつ、障害児の皆さんにとってより良い計画になっていくよう、本市としても前向きに取り組んでいきたいと考えています。

(山田委員長)

その他、いかがでしょうか。

宮本委員、お願いします。

(宮本委員)

資料4の79ページ、「仕事と子育て・生活の両立支援の推進」の中の「ひとり親家庭健全育成事業の促進」というところで、日頃から支援をいただき感謝しています。

いろいろな委員の方がおっしゃられたように、若い方の生活が随分と変わってきていて、ひとり親家庭の仕事の仕方も随分と変わってきました。今は、こどもをひとり親で育てていたとしても特別扱いされることはなく、社会人として仕事を大切にして責任を持っていくという上で、私事を優先するということが難しくなり、こどもの病気や親の介護、本人の病気などのやむを得ない場合は仕方がないのですが、それ以外のことで休みを取ることがだんだんと難しくなっているようです。

若い方から聞くと、こどもたちの体験格差をなくすために、この「ひとり親家庭健全育成事業」が大変ありがたいという意見がたくさん出ていますが、この事業は親の同伴がないと参加できないことになっています。最近、土日を休めるひとり親のお母さん・お父さんが少なくなっていて、いろいろな事業の計画を立てて募集をしても、対象になる方々が限られ、参加人数が少なくなってきました。せっかく予算をいただいて事業をさせていただくのですから、高学年とか中学生以上といったこどもだけでも行事に参加させていただかないだろうかという意見が、若いお母さん方からたくさん出るようになりました。役員を受ける上でも、限られた人だけが対象になってしまいます。土日が動けず、こどもと一緒にいたくても仕事をせざるを得ないというお母さんがたくさんいらっしゃいます。

せっかく良い事業をさせていただいていますので、できれば、いろいろな方が参加できるように、社会が変わっていけば、市の方の施策も少しずつ緩めていただくなどしていただけたらありがたいと思っています。

(山田委員長)

事務局、いかがでしょうか。

(こども青少年支援部こども・家庭支援担当課長)

御意見ありがとうございます。母子会の皆様には、いつもひとり親家庭に対するイベント等を企画していただいております。ひとり親家庭の健全育成事業以外にも区や地区母子会でいろいろとイベントを企画していただいております。この事業の内容について、こどもさんだけでも参加できる仕組みを、今後、母子会と一緒に検討していければと考えていますので、引き続きよろしく願いいたします。

(山田委員長)

ありがとうございます。

檜谷委員、お願いします。

(檜谷委員)

先ほどから、いろいろとこどもの教育にまつわることや、学校にまつわることが出ていますが、今、全国的にもそうですが、教員不足がかなり深刻です。なぜそうなるのかというと、学校教育、教員の仕事というのが、今はブラック企業の中に入っているそうです。私たちが教員を目指した頃とは随分違ってきます。

その原因を一言で表すのは難しいと思いますが、こどもの体験の話もできましたけれども、親御さん自身が忙しいということもあるのかもしれませんが、町内会に入らない、子ども会にも入らない、PTAも関わりたくないという、他人との関わりを大人の社会が避けることが増えてきているのではないかと思います。こどもたちも、当然、親が出ないからこどもも出ませんので、地域での人間的な関わり場の場が減ってきているということもあろうかと思えます。このようなことが要因なのか、集団生活の中でルールを守れないこどもが少しずつ増えてきていると、学校を訪問した時の先生方の話からも感じます。集団での授業中だからということではなく、「僕は今遊びたいんだ」と。それを親御さんに伝えると、「それはうちの子の個性ですから」と言われて、二の句が継げなくなることもあるそうです。

私たちの時代とは違うので、問題の解決はなかなか難しいと思いますが、一つは先ほど父親の子育て参加の話が出ておりましたが、父親が子育てに参加することがとても大事なことだと思っています。それによって、母親は子育てに孤立感を持たずにいられるのではないかと思います。母親が精神的に安定してくると、こどもも安定してくると思います。是非とも、父親の子育て参加を進めていただきたいと思えますし、子ども会などでも父親が出てきて協力するような人が多い子ども会は、かなり活発になっていると思います。

最近では、男性の先生方でも育休を取られる方がだんだんと増えてきています。女性の場合は、産休・育休を取られると長期間になりますから、教育委員会もきちんと代理の方を見つけて、学校の方に配置するようにしていただけますが、例えば、育児休業・介護休業を取られる方がたくさん出た場合、なかなか代理が見つからないことがあります。その間どうするかというと、学年全体で対応したり、あるいは主幹教諭がいるところは主幹教諭が対応したり、いないところは教頭が対応したりするなどして、大変な忙しさになります。我がクラスだけで精一杯なのに、他も見なければならぬということになりますと、校長はあらゆるつてを頼って教員を探します。

そこではございますが、文部科学省も随分考えて、教員の特別手当が4パーセント上がりますし、給料も上がるとなっておりますが、本当は給料の問題ではなくて、「多忙感」を何とかしてほしいのではないかと思います。そのためには、男性の育児休業や、介護休暇を取得できるようにしようと思ったときに、学級への加配の先生方をきちんと確保していただき、その学級の空白ができないようお願いしたいと思います。私にも電話がかかってくる、「先生出てきて」と言われるぐらいの状況です。体力的に難しいとお断りしますが、先生が安心して育休でも介護休暇でも取れるような体制を考えていただきたいと思っています。これは希望です。今すぐにやってくださいというわけではないのですが、ゆくゆくはそうしていただきたいと思っています。

(伊藤委員)

学校の関連で、今、保育園・幼稚園・認定こども園から小学校への接続をどうするのかという問題があります。保護者にとっても子どもにとっても、壁になっていることを解決するために、幼保小の連携を図って、いろいろ対応していますが、先程言われたように学校の先生は正直忙しいです。会議体も設置されていますが、それが本当に十分機能しているかという点、申し訳ないけれども形だけになっているところが多いというのが現状だと思います。

その辺をしっかりと話を進めていくためにも、子どもたちが段差なく小学校に進めるように、保護者が心配なく小学校につながられるように、小学校でもプラス1人の先生をどうにか入れてもらいたいという希望です。

(山田委員長)

事務局、いかがでしょうか。

(教職員課長)

御意見をいただいたように、学校の多忙感を実際あると思っています。

代理の話もありましたが、おっしゃるとおりでございまして、育休を取る男性教員も増えており、さらに増えてほしいと思っていますので、なるべく速やかに代理が配置できるように取り組んでいるところであり、しっかりと考えています。多忙感のこともありましたが、人を増やすことについて取り組んでいきますし、併せて働き方の改革にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

(山田委員長)

これが最後の質問になると思います。

森委員、お願いします。

(森委員)

資料3の3ページの、「基本理念」のことですが、一番下に「こども・子育て家庭」のところ矢印が行っていて、子どもたちが社会の一員として育っていくということが最終的な目標だと思いますが、行政の施策ですので、基本理念を見てもどうしても「支える」であるとか「支援」というところが目標になっていると思います。一方で、指標の方を見ると、「幸せな気持ちになる」や「過ごしやすい」などと書いてあるので、主体は子育て世帯やこども・若者であって、その人たちが幸せだとか、楽しいとか、そういったまちづくりをしていくことが必要ではないかと思います。そういう社会の一員として、社会人になって一人で自立しているわけではなくて、社会と共生していかないといけないので、自立して、かつ共生できる人を育てていくというところをしないと社会や地域がバラバラになっていくと思います。行政の施策なので、どうしても「支える」になってしまうのだと思いますが、計画の目的をこどもなど対象の視点で考えていただければと思います。全体を見ていて、全て「支える」や「支援」になっていましたので、これは感想ですので回答は必要ないです。

(山田委員長)

ありがとうございます。

予定の時間を過ぎていますので、これで終わりたいと思います。まだまだ御意見等あるかと思いますが、御意見等は、事務局にメール等でお伝えいただけたらと思います。

委員の皆さんからいろいろな意見がありましたが、関係各課の皆さんにおかれましては、しっかりと受け

止めていただき、今後の計画策定の作業等に反映していただければと思います。

本日の議事は、以上でございませう。ありがとうございます。

それでは議事事項が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

本日の会議資料及び会議要旨につきましては、後日、広島市ホームページで公表することとしています。

また、次回のこども・子育て会議につきましては、令和7年3月の開催を予定しています。

これをもちまして、令和6年度第2回広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（こども・子育て会議）を閉会いたします。

長時間にわたり御出席いただき、ありがとうございます。